

決算審査特別委員会報告

決算審査特別委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の経過及び結果を御報告いたします。

初めに、審査の経過を御報告いたします。

本委員会は、9月2日に設置された後、9月13日に令和3年度決算概要説明を行い、9月15日に決算関連5議案が本会議において付託されました。その後、代表監査委員による審査意見の報告・質疑、総括質疑、各分科会での関係各部署からの説明・質疑等の詳細審査を経て、10月3日に各分科会報告、討論・採決を行い、本委員会での審査を終了したところであります。

10月3日の各分科会報告では、お手元に配付のとおり、4分科会の審査の過程で出された12項目にわたる要望等が報告されております。執行部におかれては、各分科会の報告に対して、適切に対応されることを求めます。

それでは、特別委員会報告として、次の4点について申し上げます。

まず、総合防災対策事業費についてであります。

本事業費では、「避難所」の管理や「り災証明書」を発行する機能を持つ被災者支援システムの運用管理を行っており、災害発生時における応急対策及び災害復旧の円滑な実施のためには、欠かすことのできない重要な取組の1つであります。

しかしながら、平成25年3月29日リリース版以降、ソフトウェアの更新がなされておらず、古い機能のままであり、災害が発生した場合には、十分な被災者支援が行えない場合が想定されます。

そこで、執行部におかれては、早急にソフトウェアを最新のバージョンに更新するなど、いつ発生するかわからない大規模災害に備えていただくよう求めます。

次に、市立病院についてであります。

令和3年度の経常収支は、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症患者の入院病床確保に対する国からの補助金が得られたことにより、2年連続の黒字決算となりました。

1 病棟を休止する中で、僅かに患者数の減少はありましたが、専門医が自ら地元開業医を訪問して専門分野での連携を図るなど、患者確保のために地道な取組をされたことは大いに評価するものです。

今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症の収束後の経営も見据えながら、患者の確保に向けて十分努力されるとともに、医師の確保に努め、経営改善のためにより一層取り組まれることを望みます。

次に、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金についてであります。

それぞれの事業は、集落等の組織が農地の維持・管理を行うことを支援するものであり、どちらも区域内における耕作放棄地の新規発生をゼロに防いでいるという点について高く評価いたします。

一方で、共通の課題として組織の担い手の高齢化が挙げられます。近い将来、高齢化と後継者不足によって組織が維持できなくなると、たちまち耕作放棄地の増加につながるおそれがあり、危機感を抱くものです。

組織の広域化を働きかけるなどの対策も取られていますが、交付金事務の簡素化も含め、次世代の担い手へとつなぐ支援を検討するなど、将来を見据えた対策を求めます。

最後に、水道事業についてであります。

水道事業経営の当年度純利益は、前年度からの繰越利益剰余金と合わせて、翌年度以降に内部留保されていましたが、令和3年度決算では、翌年度に損失が発生した場合においても埋め合わせができる見込みの繰越利益となったことから、純利益相当額の約3億5千万円を建設改良積立金に積み立て、補填財源として活用することが示されました。このことにより、翌年度以降の企業債借入を抑制するなど、水道事業の安定経営に努められていることを確認しました。

一方で、最近の物価高騰などにより、家計負担が増えることを心配する声がある中、今後、市民の負担が増えないよう、引き続き企業努力を求めます。

また、平成29年4月より上水道事業に統合された旧簡易水道地域では、依然として施設の老朽化対策が大きな課題となっています。そのため、上水道との統合を主導した国への財政支援拡大を強く要望するとともに、今後とも、水道施設の整備や

耐震化を推進することを求めます。

あわせて、水質検査の結果を市民に分かりやすく情報提供するなど、より積極的な広報を要望します。

次に、審査の結果を御報告いたします。

議案第 118 号 令和 3 年度鳥取市工業用水道事業決算認定について、

議案第 120 号 令和 3 年度鳥取市病院事業決算認定について、

以上 2 案は、全会一致で認定すべきものと決定しました。

議案第 119 号 令和 3 年度鳥取市下水道等事業剰余金処分及び決算認定について、

本案は、全会一致で原案のとおり可決及び認定すべきものと決定しました。

議案第 116 号 令和 3 年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定について、

本案は、一部委員の反対がありましたが、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

議案第 117 号 令和 3 年度鳥取市水道事業剰余金処分及び決算認定について、

本案は、一部委員の反対がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決及び認定すべきものと決定しました。

終わりに、本報告、分科会報告が、令和 5 年度予算に最大限反映されることを強く求めて、決算審査特別委員会報告を終わります。

総務企画分科会での審査の結果を御報告いたします。

議案第 116 号令和 3 年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち、本分科会の所管に属する部分の審査の過程において、各分科員から出されました意見等につきまして述べさせていただきます。

まず、総合防災対策事業費についてであります。

本事業費では、「避難所」の管理や「り災証明書」を発行する機能を持つ被災者支援システムの運用管理を行っており、災害発生時における応急対策及び災害復旧の円滑な実施のためには、欠かすことのできない重要な取組の 1 つであります。

しかしながら、平成 25 年 3 月 29 日リリース版以降、ソフトウェアの更新がなされておらず、古い機能のままであり、災害が発生した場合には、十分な被災者支援が行えない場合が想定されます。

そこで、執行部におかれては、早急にソフトウェアを最新のバージョンに更新するなど、いつ発生するかわからない大規模災害に備えていただくよう求めます。

次に、旧本庁舎・第二庁舎跡地活用検討事業費についてであります。

令和 3 年度は、ワークショップやアンケートの実施による幅広い市民意見の集約と、専門家委員会による提言が行われ、12 月 21 日には「一定の方向性」として、震災時の避難地及び復旧活動の拠点となり得る、にぎわいと緑のあふれる広場とする、オープンスペースとしての活用が示されております。

今後、この「一定の方向性」の具現化に当たっては、その基となる幅広い市民の意見や、専門家の知見を踏まえながら、跡地周辺の様々な施設や、中心市街地活性化の取組との連携はもとより、鉄道公園など駅南エリアでのにぎわい創出の取組や、歩きたくなるまちづくり、いわゆる「ウォーカブルシティ」などとの連携も念頭に、多くの人が集い、回遊性の向上をもたらす拠点となる整備がなされることを求めます。

最後に、ふれあい収集事業費についてであります。

本事業は、要介護者や障がいのある人のみで構成され、家庭ごみを収集場所まで持ち出すことが困難な世帯に対し、ごみの戸別収集を行う取組です。

この事業は、高齢化や核家族化の進行に伴い、非常にニーズの高い事業と考えますが、対象者が増加する状況を見据えると、委託事業者が通常のごみ収集に併せて実施する現行の方式では、近い将来、対応が困難となることが想定されます。

そこで、このような状況を踏まえ、執行部におかれては、各町内や自治会の協力を得る方法も含め、対象者が増加しても円滑に収集できる方法について検討していただくよう求めます。

以上で本分科会の報告を終わります。

福祉保健分科会の審査の結果を御報告いたします。

議案第 116 号令和 3 年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち本分科会の所管に属する部分、及び議案第 120 号令和 3 年度鳥取市病院事業決算認定について、以上 2 案の審査の過程において各分科員から出されました意見につきまして、述べさせていただきます。

初めに、市立病院についてであります。

令和 3 年度の経常収支は、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症患者の入院病床確保に対する国からの補助金が得られたことにより、2 年連続の黒字決算となりました。

1 病棟を休止する中で、僅かに患者数の減少はありましたが、専門医が自ら地元開業医を訪問して専門分野での連携を図るなど、患者確保のために地道な取組をされたことは大いに評価するものです。

今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症の収束後の経営も見据えながら、患者の確保に向けて十分努力されるとともに、医師の確保に努め、経営改善のためにより一層取り組まれることを望みます。

次に、避難行動要支援者支援制度普及促進事業費についてであります。

これは、地震や洪水などの災害時において、障がいのある人や一人暮らしの高齢者などの要支援者が、地域の共助により支援を受けられる体制づくりの推進を図るもので、災害時に命を守るための重要な制度であります。

この制度を地域の中で効果的に機能するものとさせるためには、登録対象となる方の把握の仕方を見直しする必要があるとのことでした。

また、避難行動要支援者名簿の作成には、福祉事業所やケアマネジャーなどの福祉職の協力が得られるよう、国の支援制度などを最大限使うべきと考えます。

災害が多発・激甚化する今、支援を必要とする方が迅速に避難できるような体制整備に努めていただくことを求めます。

最後に、A 類疾病予防接種費と健康診査費についてであります。

健康に過ごすためには、定期予防接種及びがん検診を積極的に受けることが重要です。

本市の定期予防接種実施件数において、子宮頸がん予防（HPV）ワクチン接種が前年度に比べて増加しているとの報告がありました。しかしながら、依然として対象者に対する接種率は高くありません。今後も各予防接種の接種状況を注視し、啓発を行うなど、必要な時期に接種していただく取組が必要だと考えます。

また、がん検診については、新型コロナウイルス感染症対策のためやむを得ず定員の制限などを行いましたが、前年度と比較して受診率の回復が一部で見られたとの報告を受けました。引き続き、未受診者へ受診勧奨する取組を進められることを求めます。

以上で本分科会の報告を終わります。

文教経済分科会での審査の結果を御報告いたします。

議案第 116 号令和 3 年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち、本分科会の所管に属する部分の審査の過程において各分科員から出されました意見等につきまして、述べさせていただきます。

まず、放課後児童対策に関する事業費についてであります。

本市の放課後児童クラブに入級を希望する児童は増加傾向にあり、新規開設や分割などにより、令和 3 年度は 3 クラブが増加しています。課題としては、長引く新型コロナ対応はもとより、30 人学級の導入もあって教室が不足する学校も想定されるなど、活動場所の確保が難しい状況もあるとのことです。

このような中、令和 3 年度は国の交付金を活用し、岩倉小学校をモデル校として、普通教室を放課後児童クラブと共用するための整備が行われました。普通教室にカーテンやパーテーションを設置して、放課後は児童クラブの場として共用することで、十分な活動スペースを確保し、密の回避を図るものです。

専用施設の整備を望む意見もありましたが、この事業の検証を行い、学校や児童クラブ等と調整しながら、児童の健全育成のため、今後の事業に生かされるよう期待します。

次に、山陰海岸ジオパーク事業費についてであります。

山陰海岸ジオパークは、令和 4 年度にユネスコ世界ジオパークの再認定審査を控えています。これまで、前回 4 年前の審査時に指摘された事項の改善に取り組んでおり、とりわけ課題であった地域間の連携不足という点は、ゼネラルマネージャーを配置して対応し、令和 3 年度に実施された日本ジオパーク委員会の事前確認において、一定の改善が見られたとの評価をいただきましたが、パンフレット等の多言語対応や女性参画の拡充などの課題も指摘されたとのことです。

世界ジオパーク再認定は本市にとって欠かすことのできないものであり、審査においてこれまでの取組の成果が評価されることに期待するとともに、指摘された課題については、今後も改善に取り組むことを求めます。

最後に、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金についてであります。

それぞれの事業は、集落等の組織が農地の維持・管理を行うことを支援するものであり、どちらも区域内における耕作放棄地の新規発生をゼロに防いでいるという点について高く評価いたします。

一方で、共通の課題として組織の担い手の高齢化が挙げられます。近い将来、高齢化と後継者不足によって組織が維持できなくなると、たちまち耕作放棄地の増加につながるおそれがあり、危機感を抱くものです。

組織の広域化を働きかけるなどの対策も取られていますが、交付金事務の簡素化も含め、次世代の担い手へとつなぐ支援を検討するなど、将来を見据えた対策を求めます。

以上で、本分科会の報告を終わります。

建設水道分科会の審査の結果を報告します。

議案第 116 号令和 3 年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち本分科会の所管に属する部分、議案第 117 号令和 3 年度鳥取市水道事業剰余金処分及び決算認定について、議案第 118 号令和 3 年度鳥取市工業用水道事業決算認定について、及び議案第 119 号令和 3 年度鳥取市下水道等事業剰余金処分及び決算認定について、以上 4 案の審査の過程において、各分科員から出されました意見等をもとに、次の 3 項目を取りまとめました。

1 つ目は、水道事業についてであります。

水道事業経営の当年度純利益は、前年度からの繰越利益剰余金と合わせて、翌年度以降に内部留保されていましたが、令和 3 年度決算では、翌年度に損失が発生した場合においても埋め合わせができる見込みの繰越利益となったことから、純利益相当額の約 3 億 5 千万円を建設改良積立金に積み立て、補填財源として活用することが示されました。このことにより、翌年度以降の企業債借入を抑制するなど、水道事業の安定経営に努められていることを確認しました。

一方で、最近の物価高騰などにより、家計負担が増えることを心配する声がある中、今後、市民の負担が増えないよう、引き続き企業努力を求めます。

また、平成 29 年 4 月より上水道事業に統合された旧簡易水道地域では、依然として施設の老朽化対策が大きな課題となっています。そのため、上水道との統合を主導した国への財政支援拡大を強く要望するとともに、今後とも、水道施設の整備や耐震化を推進することを求めます。

あわせて、水質検査の結果を市民に分かりやすく情報提供するなど、より積極的な広報を要望します。

2 つ目は、下水道等事業についてであります。

人口減少や利用者の節水努力等により、有収水量の減少傾向は今後も続く見込まれる中、下水道部の主な課題として、「将来人口を見据えた適正規模の整備促進」、「外部委託コストの縮減」、「直営工事に必要な市職員の土木技師確保」などが挙げられました。

近年、全国で頻発する災害への対策強化のためにも、浸水対策や老朽化する下水管路の耐震化を、効率的かつ効果的に推進できる下水道事業経営が必要です。

そのためにも、下水道施設のストックマネジメント計画の情報提供と適切な運用、下水道等施設包括的管理委託料の精査等により、一層の経営努力を求めます。

さらに、令和 3 年度決算は、建設改良費約 17 億円が、翌年度に繰り越された後のものとなっており、執行できなかった要因の 1 つに、下水道管整備工事を担当する土木技師の不足も指摘されました。本市の職員採用では、土木技師の応募が少ない現状にありますが、下水道事業のみならず、本市の建設事業が適正に執行されるためにも、新規採用対象者となる大学生や高校生などに、土木技師の魅力をさらに伝える工夫に努め、早急に土木技師が確保されるよう求めます。

3つ目は、空家対策事業についてであります。

近年、管理されないまま放置され老朽化し、危険な状態にある空き家が増えつつある中、令和3年6月に、「空家法基本指針及び特定空家等ガイドライン」が改正され、所有者等の所在を特定できない場合等においても、対応が取れる民法上の制度が記載されました。

令和3年度本市は、空家対策事業において、老朽危険空き家と認定された空き家の所有者に対し、除却費用の一部を補助率2分の1、上限60万円で補助し、9件の取組実績がありました。

今後、さらに空き家の増加が予想されることなどから、鳥取市空家等除却事業費補助金を、県内3市の補助率5分の4、上限120万円と同水準への見直しを検討するよう求めます。また、空き家等の発生抑制、利活用、除却等の取組を、鳥取市空家等対策協議会で諮り、本市全域で強力で推進することを求めます。

以上で、本分科会の報告を終わります。